

| | |
|--|--------------------------------------|
| 堺市公報 第142号 | 令和2年10月23日発行 |
|  堺市公報 | 発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号 |

目 次

頁

<告示>

- 地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について
 - 【文化観光局文化部文化課】 2
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について
 - 【健康福祉局長寿社会部介護事業課】 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について
 - 【健康福祉局長寿社会部介護事業課】 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について
 - 【健康福祉局長寿社会部介護事業課】 6

<公告>

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
 - る調達契約に係る落札者等について
 - 【財政局契約部調達課】 8
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
 - る調達契約に係る落札者等について
 - 【財政局契約部調達課】 9
- PFIによる大浜体育館建替整備運営事業に係る事業契約の変更について
 - 【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】 10
- 農用地利用集積計画
 - 【産業振興局農政部農地課】 11
- 都市計画法に基づく工事の完了について
 - 【建築都市局開発調整部宅地安全課】 17
- 都市計画法に基づく工事の完了について
 - 【建築都市局開発調整部宅地安全課】 17
- 都市公園法第5条の5第1項に係る認定について
 - 【建設局公園緑地部公園監理課】 18
- 堺市公共下水道事業計画変更に係る関係図書の縦覧について

| | |
|------------------------------|----|
| 【上下水道局下水管路部下水道事業調整課】 | 20 |
| ○堺市公共下水道事業計画変更に係る関係図書の縦覧について | |
| 【上下水道局下水管路部下水道事業調整課】 | 21 |
| ○堺市公共下水道事業計画変更に係る関係図書の縦覧について | |
| 【上下水道局下水管路部下水道事業調整課】 | 22 |
| <教育委員会規則> | |
| ○堺市教育委員会会議規則の一部を改正する規則 | |
| 【教育委員会事務局総務部教育政策課】 | 23 |
| ○堺市立図書館協議会規則の一部を改正する規則 | |
| 【教育委員会事務局中央図書館総務課】 | 24 |

告 示

堺市告示第380号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

1 委託する歳入の種類

堺市立歴史文化にぎわいプラザで販売する書籍の物品売払代金

2 委託する期間

令和2年10月13日から令和3年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住 所 大阪府堺市堺区甲斐町西1丁1番35号

氏 名 SAKA I 縁プロジェクト

代表団体 公益社団法人堺観光コンベンション協会

会長 隅元 英輔

堺市告示第381号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和2年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

| | |
|------------|-----------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776502995 |
| 事業所名称 | ケアメディ居宅介護支援事務所 |
| 事業所所在地 | 堺市北区百舌鳥赤畠町1-37-10-5F |
| 指定の申請者 | ケアアンドメディカル株式会社 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区百舌鳥赤畠町一丁37番地10 |
| 代表者名 | 中村友彦 |
| 指定年月日 | 令和2年9月1日 |
| サービスの種類 | 居宅介護支援 |

堺市告示第382号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和2年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

| | |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776303006 |
| 事業所名称 | ケアサポート せせらぎ |
| 事業所所在地 | 堺市西区鳳西町一丁68番地18 |
| 指定の申請者 | 株式会社せせらぎ |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区鳳西町一丁68番地21 |
| 代表者名 | 水沼義隆 |
| 指定年月日 | 令和2年9月1日 |
| サービスの種類 | 福祉用具貸与 |

| | |
|------------|----------------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776302974 |
| 事業所名称 | アルクケアステーション |
| 事業所所在地 | 堺市西区北条町一丁15番16号 大啓ビル1-D |
| 指定の申請者 | 合同会社アルク |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区北条町一丁15番16号 大啓ビル1-D |
| 代表者名 | 平岡誠之 |
| 指定年月日 | 令和2年9月1日 |
| サービスの種類 | 訪問介護 |

| | |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776303006 |
| 事業所名称 | ケアサポート せせらぎ |
| 事業所所在地 | 堺市西区鳳西町一丁68番地18 |
| 指定の申請者 | 株式会社せせらぎ |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区鳳西町一丁68番地21 |
| 代表者名 | 水沼義隆 |
| 指定年月日 | 令和2年9月1日 |

| | |
|---------|----------|
| サービスの種類 | 特定福祉用具販売 |
|---------|----------|

| | |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776401859 |
| 事業所名称 | ケア21堺泉ヶ丘 |
| 事業所所在地 | 堺市南区高倉台二丁24番33号 |
| 指定の申請者 | 株式会社ケア21 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市北区堂島二丁目2番2号 |
| 代表者名 | 依田雅 |
| 指定年月日 | 令和2年9月1日 |
| サービスの種類 | 訪問介護 |

| | |
|------------|-----------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776503001 |
| 事業所名称 | ケアメディ訪問介護 |
| 事業所所在地 | 堺市北区百舌鳥赤畠町1-37-10-5F |
| 指定の申請者 | ケアアンドメディカル株式会社 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区百舌鳥赤畠町一丁37番地10 |
| 代表者名 | 中村友彦 |
| 指定年月日 | 令和2年9月1日 |
| サービスの種類 | 訪問介護 |

| | |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776302990 |
| 事業所名称 | ニチイケアセンター浜寺 |
| 事業所所在地 | 堺市西区浜寺諏訪森町中二丁186-13 |
| 指定の申請者 | 株式会社ニチイ学館 |
| 主たる事務所の所在地 | 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 |
| 代表者名 | 森信介 |

| | |
|---------|----------|
| 指定年月日 | 令和2年9月1日 |
| サービスの種類 | 訪問介護 |

| | |
|------------|----------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776302982 |
| 事業所名称 | a c t o r 訪問介護ステーション |
| 事業所所在地 | 堺市西区鳳中町七丁5番12号1階 |
| 指定の申請者 | 合同会社T r i O |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府泉大津市旭町23番56-5号 |
| 代表者名 | 小村拓也 |
| 指定年月日 | 令和2年9月1日 |
| サービスの種類 | 訪問介護 |

| | |
|------------|------------------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766190421 |
| 事業所名称 | 訪問看護ステーション ハピネスティング |
| 事業所所在地 | 堺市中区深井水池町2861番地 ラビアンローズ103号室 |
| 指定の申請者 | 株式会社D U R A H A W K |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市中区福田921番地1-8 |
| 代表者名 | 富田貴大 |
| 指定年月日 | 令和2年9月1日 |
| サービスの種類 | 訪問看護 |

堺市告示第383号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和2年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

| | |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776303006 |
| 事業所名称 | ケアサポート せせらぎ |
| 事業所所在地 | 堺市西区鳳西町一丁68番地18 |
| 指定の申請者 | 株式会社せせらぎ |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区鳳西町一丁68番地21 |
| 代表者名 | 水沼義隆 |
| 指定年月日 | 令和2年9月1日 |
| サービスの種類 | 介護予防福祉用具貸与 |

| | |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776303006 |
| 事業所名称 | ケアサポート せせらぎ |
| 事業所所在地 | 堺市西区鳳西町一丁68番地18 |
| 指定の申請者 | 株式会社せせらぎ |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区鳳西町一丁68番地21 |
| 代表者名 | 水沼義隆 |
| 指定年月日 | 令和2年9月1日 |
| サービスの種類 | 特定介護予防福祉用具販売 |

| | |
|------------|------------------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766190421 |
| 事業所名称 | 訪問看護ステーション ハピネスティング |
| 事業所所在地 | 堺市中区深井水池町2861番地 ラビアンローズ103号室 |
| 指定の申請者 | 株式会社DURA HAWK |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市中区福田921番地1-8 |

| | |
|---------|----------|
| 代表者名 | 富田貴大 |
| 指定年月日 | 令和2年9月1日 |
| サービスの種類 | 介護予防訪問看護 |

公 告

堺市公告第598号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

重金属固定用高分子キレート薬剤（令和2年度下半期分）（年間単価契約）
集じん灰処理予定量（2,200,000kg）×薬剤添加率

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号
財政局契約部調達課

3 落札者を決定した日

令和2年9月17日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社テツゲンマテックス 大阪営業所
所長 蟲 祥一
大阪府堺市堺区築港八幡町1番地

5 落札金額

¥22,506,000—（取引に係る消費税額等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和2年8月5日

~~~~~

堺市公告第599号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

災害用物品物置（断熱構造物置） 140台

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号

財政局契約部調達課

3 落札者を決定した日

令和2年9月17日

4 落札者の氏名及び住所

竹山時株式会社

代表取締役 竹山 三郎

大阪府堺市北区東三国ヶ丘町5丁2-26

5 落札金額

¥78,525,678-（取引に係る消費税額等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和2年8月5日

~~~~~

堺市公告第600号

大浜体育館建替整備運営事業に係る事業契約の内容の一部を変更したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

1 変更前の契約の内容

平成30年4月6日に堺市公告第240号で公告したとおり

2 変更した項目

契約金額

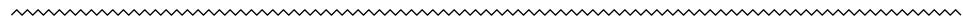
変更前 8,566,860,240円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 634,582,240円）

変更後 8,878,474,952円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 692,843,177円）

3 変更の理由

(1) 地中掘削時に見つかった地中障害物の撤去処分が必要となったことから、建設に係る金額を変更するもの

(2) 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、維持管理及び運営に係る金額を変更するもの



堺市公告第601号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のように公告する。

令和2年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

令和2年度 第7号

農用地利用集積計画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和2年10月8日

堺市

1. 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借り手) | | 利用権を設定する農地 | | | | 利用権を設定する者(貸し手) | | | | 設定する利用権 | | | |
|--------------------------|-------|------------|-----------------------|------|--------------------------|--------------------------|--------|--------------------|------------|----------|------------|-------|----------|
| 住所 | 氏名 | 所在 | 地番 | 現況地目 | 地積(m ²) | 住所 | 氏名 | 利用権の種類及び適用される其通用事項 | 内容 | 始期 | 終期 | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 堺市東区高松486番地 | 谷 好勝 | 東区北野田 | 756 | 田 | 1,689 のうち 1,570.44 | 堺市中区土崎町2240番地 | 中辻 忠行 | 使用貸借による 権利 | 田として 利用 | 令和3年1月1日 | 令和5年12月31日 | - | - |
| 堺市東区高松486番地 | 谷 好勝 | 美原区阿弥 | 248-1 | 田 | 717 | 堺市美原区北余部174番地 | 山田 福子 | 使用貸借による 権利 | 田として 利用 | 令和3年1月1日 | 令和5年12月31日 | - | - |
| 大阪府泉南郡熊取町朝代西 4丁目12番-号 | 沖田 大作 | 中区深井畑山町 | 59-1 | 畑 | 801 | 堺市中区深井畑山町267番地1 | 山本 豊輔 | 使用貸借による 権利 | 田として 利用 | 令和3年1月1日 | 令和5年12月31日 | - | - |
| 大阪府泉南郡熊取町朝代西 4丁目12番-号 | 沖田 大作 | 中区深井畑山町 | 59-4 | 畑 | 801 | 堺市中区深井畑山町272番地1 | 山本 伸治 | 使用貸借による 権利 | 田として 利用 | 令和3年1月1日 | 令和5年12月31日 | - | - |
| 堺市西区菱木4丁2746番地 | 森口 久司 | 南区稻葉3丁 | 1533 | 田 | 1,543 | 堺市中区堀上町486番地 | 山内 良治 | 使用貸借による 権利 | 田として 利用 | 令和3年1月1日 | 令和5年12月31日 | - | - |
| 堺市北区金剛町2164番地1 | 芝尾 栄典 | 北区金剛町 | 2515-1 | 田 | 1,021 | 堺市北区金剛町2035番地1 | 居藏 淳子 | 使用貸借による 権利 | 田として 利用 | 令和3年1月1日 | 令和5年12月31日 | - | - |
| 堺市中区小阪587番地 | 藤原 武平 | 南区稻葉3丁 | 1611 ・1612-1 合併 | 田 | 413 | 堺市南区稻葉2丁2994番地 | 仲井 正法 | 使用貸借による 権利 | 田として 利用 | 令和3年1月1日 | 令和5年12月31日 | - | - |
| 堺市東区北野田277番地1 | 鳥津 泰則 | 東区北野田 | 764 | 田 | 601 | 堺市中区深井北町150番地1 | 北野 隆幸 | 使用貸借による 権利 | 田として 利用 | 令和3年1月1日 | 令和5年12月31日 | - | - |
| 堺市中区辻之365番地22 | 辻本 康喜 | 中区上之 | 645 | 田 | 618 | 大阪府富林市加木2丁目 9番10号 | 山本 守 | 使用貸借による 権利 | 田として 利用 | 令和3年1月1日 | 令和5年12月31日 | - | - |
| 堺市北区野邊町580番地 | 松岡 錬男 | 北区中村町 | 324 | 田 | 809 | 大阪市住吉区延井1丁目9番6号 | 東野 昭子 | 使用貸借による 権利 | 田として 利用 | 令和3年1月1日 | 令和5年12月31日 | - | - |
| 堺市北区金剛町2269番地4 | 加藤 巍 | 東区石原町3丁 | 84 | 田 | 1,358 | 堺市北区金剛町303番地5 | 武部 豊 | 使用貸借による 権利 | 田として 利用 | 令和3年1月1日 | 令和5年12月31日 | - | - |
| 堺市中区深坂2丁3番45号 | 小西 宏幸 | 中区辻之 | 1383-1 | 田 | 1,126 | | | | | | | | |
| | | 中区辻之 | 1385-1 | 田 | 700 | 堺市中区辻之62番地 | 土山 和英 | 使用貸借による 権利 | 田として 利用 | 令和3年1月1日 | 令和5年12月31日 | - | - |
| | | 中区辻之 | 2017 | 田 | 2,573 | | | | | | | | |
| 堺市東区高松486番地 | 谷 好勝 | 東区北野田 | 652 | 田 | 1,444 | 千葉県八千代市大和田新田 469番地174 | 丸本 八津男 | 使用貸借による 権利 | 田として 利用 | 令和3年1月1日 | 令和5年12月31日 | - | - |
| | | 東区北野田 | 653 | 田 | 985 | | | | | | | | |

| 利用権の設定を受ける者(借り手) | | 利用権を設定する農地 | | | | 利用権を設定する者(貸し手) | | | | 設定する利用権 | | | |
|------------------|--------|------------|-------|------|---------------------|-------------------------|---------------|-------------------|--------|----------|-------------|--------|-----------|
| 住所 | 氏名 | 所在 | 地番 | 現況地目 | 地積(m ²) | 住所 | 氏名 | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容 | 始期 | 終期 | 借賃料(円) | 借賃料の支払い方法 |
| 堺市南区別所901番地1 | 藤田 雄史 | 南区別所 | 798 | 田 | 152 | 堺市中区土師町2丁5番5号 | 石橋 保 | 使用貸借による権利 | 田として利用 | 令和3年1月1日 | 令和5年12月31日 | - | - |
| | | 南区別所 | 799 | 田 | 23 | | | | | | | | |
| | | 南区別所 | 800 | 田 | 985 | | | | | | | | |
| 堺市南区富藏471番地 | 柳谷 延男 | 南区富藏 | 3636 | 畠 | 478 | 堺市南区富藏2518番地4 | 柳谷 芳男 | 使用貸借による権利 | 田として利用 | 令和2年1月1日 | 令和12年10月31日 | - | - |
| | | 南区富藏 | 3637 | 畠 | 1,510 | | | | | | | | |
| 堺市中区深井水池町2859番地6 | 谷川 幸司 | 中区障器北 | 31 | 畠 | 1,051 | 堺市西区土佐屋台1344番地 | 大見 和美 | 使用貸借による権利 | 田として利用 | 令和3年1月1日 | 令和5年12月31日 | - | - |
| | | 中区障器北 | 32 | 畠 | 115 | | | | | | | | |
| 堺市中区深井水池町2859番地6 | 谷川 幸司 | 中区深井畠山町 | 48-1 | 畠 | 827 | 堺市西区鳳町1丁69番地11 (905) | 尾松 麗子 尾松 弘 | 使用貸借による権利 | 田として利用 | 令和3年1月1日 | 令和5年12月31日 | - | - |
| | | 中区深井畠山町 | 48-3 | 畠 | 835 | | | | | | | | |
| 堺市東区闇茶屋53番地1 | 植田 謙一郎 | 東区北野田 | 916-1 | 田 | 1,027 | 堺市東区豊岡1丁目1番18号 (905) | 池崎 隆彦 | 使用貸借による権利 | 田として利用 | 令和3年1月1日 | 令和5年12月31日 | - | - |
| | | 東区北野田 | 116-3 | 田 | 99 | | | | | | | | |
| 堺市西区原田329番地2 | 堀本 豪 | 美原区太井 | 119-3 | 田 | 15 | 大阪府岸和田市東ヶ丘町 808-950 | 上田 久代 | 使用貸借による権利 | 田として利用 | 令和3年1月1日 | 令和5年12月31日 | - | - |
| | | 美原区太井 | 131 | 田 | 899 | | | | | | | | |
| 堺市南区大庭寺21番地2 | 西尾 敏 | 南区大庭寺 | 81 | 田 | 568 | 堺市南区大庭寺108番地1 | 久保 真由美 | 使用貸借による権利 | 田として利用 | 令和3年1月1日 | 令和5年12月31日 | - | - |
| | | 西区山田4丁 | 1333 | 田 | 175 | | | | | | | | |
| 堺市西区山田1丁1086番地4 | 山口 勝彦 | 東区石原町2丁 | 325 | 田 | 621 | 堺市東区石原町4丁261番地 | 久保 博之 | 使用貸借による権利 | 田として利用 | 令和3年1月1日 | 令和5年12月31日 | - | - |
| | | 東区石原町2丁 | 327-1 | 田 | 966 | | | | | | | | |

| 利用権の設定を受ける者(借り手) | | 利用権を設定する農地 | | | | 利用権を設定する者(貸し手) | | | | 設定する利用権 | | | |
|------------------|-------|------------|-------|------|---------------------|----------------|----------------|-------------------|--------|----------|------------|--------|----------|
| 住所 | 氏名 | 所在 | 地番 | 現況地目 | 面積(m ²) | 住所 | 氏名 | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容 | 始期 | 終期 | 借賃料(円) | 借賃の支払い方法 |
| 堺市東区高松5番地 | 阪口 茂樹 | 東区石原町2丁 | 30 | 田 | 1,404 | 堺市東区石原町4丁371番地 | 以倉 和巳 | 使用貸借による権利 | 田として利用 | 令和3年1月1日 | 令和5年12月31日 | - | - |
| 堺市南区高砂237番地17 | 北尾 賢 | 南区豊田 | 963-3 | 田 | 538 | 堺市堺区高砂町2丁47番地1 | 阪田 昌英 阪田 英子 | 使用貸借による権利 | 田として利用 | 令和3年1月1日 | 令和5年12月31日 | - | - |
| 堺市南区高砂237番地17 | 北尾 賢 | 南区豊田 | 964-1 | 田 | 419 | 堺市堺区高砂町2丁47番地1 | 阪田 充輝 | 使用貸借による権利 | 田として利用 | 令和3年1月1日 | 令和5年12月31日 | - | - |
| 堺市南区高砂237番地17 | | 南区豊田 | 964-5 | 田 | 446 | | | | | | | | |

[使用貸借]

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代價を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

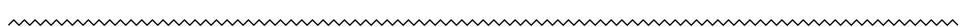
甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。



堺市公告第602号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市美原区丹上318番1、320番1及び320番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市美原区大保210番地1

境川工業株式会社

代表取締役 眞田 博之

~~~~~

堺市公告第603号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市美原区黒山538番1の一部及び538番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市美原区黒山198番地1

氏林 弘

~~~~~

堺市公告第604号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の5第1項の規定に基づき、公募設置等計画を公園管理者が認定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

1 公募設置等計画の認定日

令和2年10月14日

2 公募設置等計画の有効期間

この事業における最初の設置管理許可日から令和12年3月31日まで

3 公募対象公園施設の場所

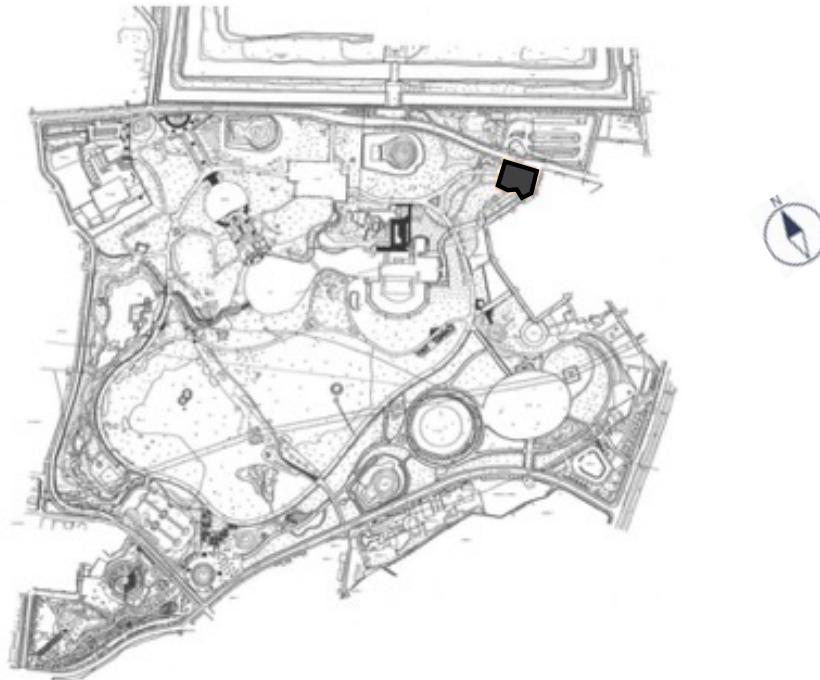
堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁地内

大仙公園内（別紙詳細）

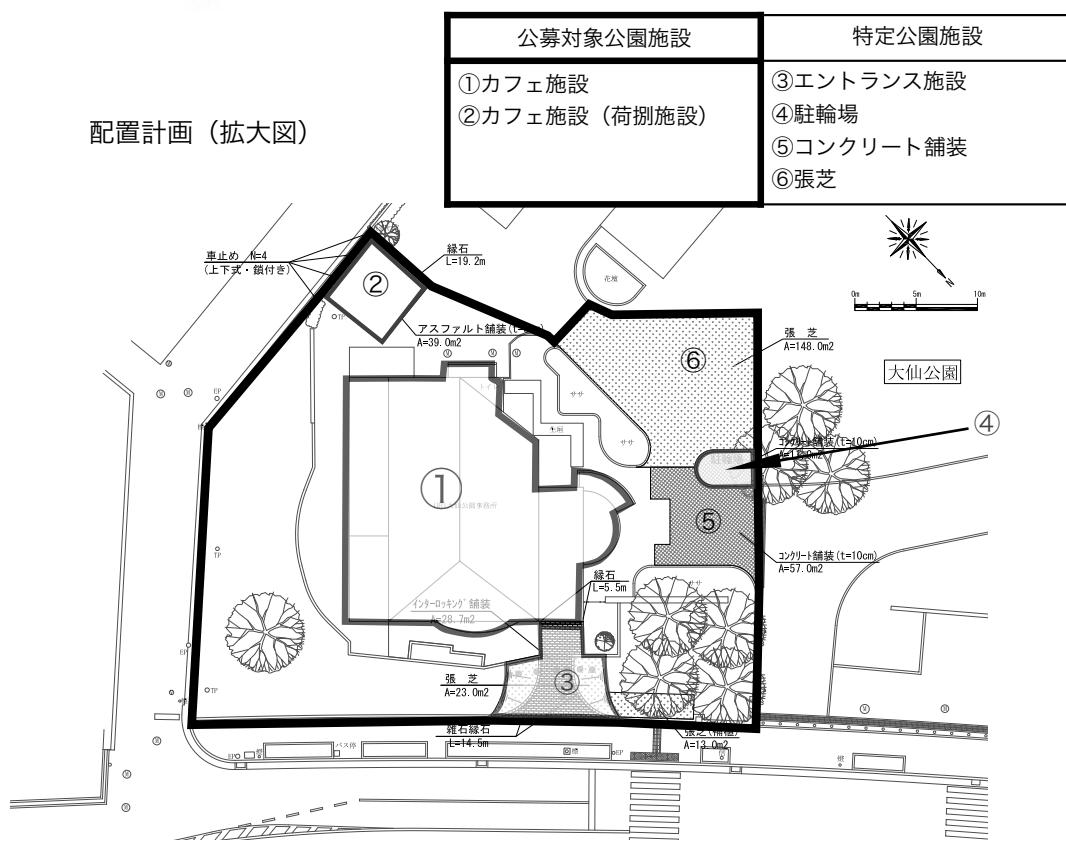
大仙公園内別紙

配置計画（大仙公園全体図）

■ ……事業対象区域



配置計画（拡大図）



堺市公告第605号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、堺市公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公告し、その関係図書を堺市上下水道局において当該公告の日の翌日から14日間公衆の縦覧に供する。

なお、事業計画の変更について利害関係を有する者は、縦覧期間内に限り、堺市長に意見を申し出ることができる。

令和2年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

1 予定処理区域の変更

新たに汚水の発生が見込まれるため、予定処理区域の拡大変更を行う。

| | 既計画 | 今回計画 | 増減 |
|-----------------------|----------|----------|------|
| 処理区域面積(ha) (三宝処理区) | 1,906.10 | 1,907.46 | 1.36 |
| 処理区域面積(ha) (泉北処理区) | 4,293.66 | 4,295.42 | 1.76 |

2 処理場及びポンプ場における主要な施設の変更

老朽化した設備の更新により、主要な施設の計画諸元を変更する。

3 汚水管渠^{きよ}計画の変更

汚水管渠^{きよ}計画の見直しに伴い、主要な管渠^{きよ}の変更を行う。

4 事業期間の延伸

事業の進捗状況を考慮し、工事完了の予定年度を令和2年度から令和6年度に延伸する。

5 縦覧場所

堺市上下水道局本庁舎2階 下水道事業調整課

所在地 堀市北区百舌鳥梅北町一丁39番地2

連絡先 072-250-5107

6 縦覧期間

令和2年10月24日から令和2年11月6日まで
(午前9時から午後5時30分まで)

~~~~~

#### 堺市公告第606号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、堺市大和川下流西部流域関連公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公告し、その関係図書を堺市上下水道局において当該公告の日の翌日から14日間公衆の縦覧に供する。

なお、事業計画の変更について利害関係を有する者は、縦覧期間内に限り、堺市長に意見を申し出ることができる。

令和2年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

#### 1 予定処理区域の変更

今池処理区において、新たに汚水の発生が見込まれるため、予定処理区域の拡大変更を行う。

|                | 既計画      | 今回計画     | 増減   |
|----------------|----------|----------|------|
| 処理区域面積<br>(ha) | 3,064.75 | 3,072.50 | 7.75 |

#### 2 処理分区界の変更

現況の土地利用形態に伴う処理分区界を変更する。

#### 3 事業期間の延伸

事業の進捗状況を考慮し、工事完了の予定年度を令和2年度から令和5年度に延伸する。

#### 4 縦覧場所

堺市上下水道局本庁舎2階 下水道事業調整課

所在地 堺市北区百舌鳥梅北町一丁39番地2

連絡先 072-250-5107

5 縦覧期間

令和2年10月24日から令和2年11月6日まで

(午前9時から午後5時30分まで)

~~~~~

堺市公告第607号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、堺市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公告し、その関係図書を堺市上下水道局において当該公告の日の翌日から14日間公衆の縦覧に供する。

なお、事業計画の変更について利害関係を有する者は、縦覧期間内に限り、堺市長に意見を申し出ることができる。

令和2年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

1 事業期間の延伸

事業の進捗状況を考慮し、工事完了の予定年度を令和2年度から令和6年度に延伸する。

2 縦覧場所

堺市上下水道局本庁舎2階 下水道事業調整課

所在地 堺市北区百舌鳥梅北町一丁39番地2

連絡先 072-250-5107

3 縦覧期間

令和2年10月24日から令和2年11月6日まで

(午前9時から午後5時30分まで)

教育委員会規則

堺市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年10月23日

堺市教育委員会

教育長 中 谷 省 三

堺市教育委員会規則第35号

堺市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会会議規則（昭和31年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（オンライン会議の方法による会議への参加）

第3条の2 教育長及び委員は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による会議（以下「オンライン会議」という。）の方法により会議に参加することができる。ただし、法第14条第7項ただし書の規定により会議を公開しないことができる事件のうち、教育長が別に定めるものについては、この限りでない。

- 2 前項の場合において、教育長及び委員は、オンライン会議の方法により会議に参加することを希望するときは、あらかじめ教育長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出を行い会議に参加した教育長及び委員は、会議に出席したものとみなす。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンライン会議の方法により会議に参加する委員に係る応招簿への署名の方法については、教育長が別に定める。

第13条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、オンライン会議の方法により会議に参加する教育長及び委員は、採決に加わることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



堺市立図書館協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年10月23日

堺市教育委員会

教育長 中 谷 省 三

堺市教育委員会規則第36号

堺市立図書館協議会規則の一部を改正する規則

堺市立図書館協議会規則（昭和58年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「会議」の次に「（以下「会議」という。）」を加える。

第3条中第3項を第6項とし、第2項の次に次の3項を加える。

3 委員は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法による会議（以下「オンライン会議」という。）の方法により会議に参加することができる。

4 前項の場合において、委員は、オンライン会議の方法により会議に参加することを希望するときは、あらかじめ会長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出を行い会議に参加した委員は、会議に出席したものとみなす。

附則第2項に後段として次のように加える。

この場合において、委員は、オンライン会議の方法により会議に参加することを希望するときは、第3条第4項の規定にかかわらず、あらかじめ中央図書館長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。